

2019 年度版 CPE カリキュラム一覧表

1. 倫理等

【学習成果】

- ・ 職業倫理を遵守し、業務を行う。
- ・ 職業的懐疑心を保持し、また、職業専門家として判断することによって、監査及びその他保証業務を行う。
- ・ 業務の品質向上に絶え間なく努めることによって公共の利益に貢献する。

大分類	小分類 ("研修コード")	研修項目の例示
10 職業倫理	01 職業倫理 ("1001") 【必須・職業倫理】	<p>○ 職業倫理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 倫理規則 2. 国際会計士連盟(International Federation of Accountants;IFAC)の倫理規則 3. 日本公認会計士協会が公表する職業倫理に関する解釈指針 <p>○ 公認会計士の独立性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公認会計士及び監査法人の独立性 <ol style="list-style-type: none"> (1)外観的独立性 (2)精神的独立性 (3)提携先監査ファームの独立性 2. 職業専門家としての正当な注意 <ol style="list-style-type: none"> (1)正当な注意と守秘義務 (2)インサイダー取引規制 3. 綱紀事例 綱紀事例にみられる求められる公認会計士の監査姿勢 4. IFACの独立性ルール <p>○ 公認会計士の使命</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公認会計士の社会的使命 <ol style="list-style-type: none"> (1)公正性、信頼性、透明性 (2)弁護士法第1条「社会的正義」と税理士法第1条「税理士の使命」との関係 2. 公認会計士の法的責任 <ol style="list-style-type: none"> (1)公認会計士等の法的責任について(法規委員会研究報告第1号) (2)無限責任社員制度と有限責任社員制度 (3)有限責任監査法人(法規委員会研究報告第8号「有限責任監査法人制度に関するQ&A」) (4)指定社員(法規委員会研究報告第12号「指定社員制度に関するQ&A」) (5)金融商品取引法違反、会社法違反及び会則違反、その他の違反と処分の実例 (6)監査人の法的責任に対する裁判例(法規委員会研究報告第15号) 3. 業務の制限 公認会計士業務以外の業務等の兼職の可否その他 <p>○ 公認会計士制度の歴史と業務範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公認会計士法と関係法令 公認会計士法、同施行令、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等 2. 会計監査の歴史 公認会計士制度と監査法人制度の背景と発展過程

大分類	小分類 (“研修コード”)	研修項目の例示
10 職業倫理	01 職業倫理 (“1001”) 【必須・職業倫理】	<p>3. 公認会計士の業務 監査証明業務、保証業務並びに第2項業務と税務代理業務との関係</p> <p>4. 監査役との連携 (1)監査役並びに監査役会との連携 (2)監査委員会、監査等委員会との連携</p> <p>5. 内部監査と公認会計士制度 (1)検査部、内部監査室等との連携 (2)監査役会等事務局との連携</p> <p>○ 海外における職業倫理制度</p> <p>1. 各国の事例 アメリカ、イギリス、ドイツ等の事例</p> <p>2. アメリカ公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants;AICPA)の職業行動規程</p> <p>3. SECの独立性の基準(規則S-X) アメリカの証券取引委員会(Securities and Exchange Commission; SEC)処分事例及び裁判事例等</p> <p>4. その他</p> <p>○ コンプライアンス</p> <p>1. 兼業禁止</p> <p>2. 守秘義務遵守</p> <p>3. 公私峻別</p> <p>4. インサイダー取引</p> <p>5. 公認会計士業務における情報セキュリティの指針(IT 委員会実務指針第4号)</p> <p>6. その他</p> <p>○ 業務遂行に当たっての留意事項</p> <p>1. 法令違反等事実発見への対応に関する Q&A(法規委員会研究報告第9号)</p> <p>2. 不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について(監査・保証実務委員会研究報告第25号)</p> <p>3. 個人情報保護法</p> <p>4. マイナンバー</p> <p>5. その他</p>
11 公共の利益への貢献	01 協会活動への参加 (“1101”)	<p>○ 本部の総会、地域会の総会等</p> <p>1. 本部の総会</p> <p>2. 本部の研究大会</p> <p>3. 地域会の総会</p> <p>4. その他(会務報告等)</p> <p>○ 本部の各種委員会、地域会の各種委員会等※1</p> <p>1. 本部の各種委員会</p> <p>2. 本部のプロジェクトチーム</p> <p>3. 地域会の各種委員会</p> <p>4. 地域会のプロジェクトチーム</p> <p>5. その他</p> <p>○ 本部・地域会の答申等執筆※2</p>

大分類	小分類 ("研修コード")	研修項目の例示
11 公共の利益への貢献	02 政府関係審議会等への参加 ("1102")	○ 政府関係審議会、地方自治体審議会、その他※1 1. 政府関係審議会 企業会計審議会、公認会計士審査会、租税調査会、その他 2. 政府関係各種委員会 3. 政府(各省各庁)の政策評価会、独立行政法人評価委員会、その他 4. 地方公共団体審議会 5. 地方公共団体各種委員会 6. 独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人の各種委員会 7. その他
	03 国際関係活動への参加 ("1103")	○ IFAC、その他の大会等※1 1. IFAC 世界会計士会議(World Congress of Accountants) 2. アジア太平洋会計士連盟(Confederation of Asian And Pacific Accountants ;CAPA) 3. 公会計国際比較研究機関(Comparative International Governmental Accounting Research;CIGAR) 4. その他
19 その他	99 その他 ("1999")	

※1 委員会等に出席した場合は1回につき1単位とし、1事業年度 10 単位を上限とする。

※2 答申等執筆を行った場合は、1答申5単位を限度とし、1事業年度 10 単位を上限とする。